

**「令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定
教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）」実施要領**

本実施要領をよくご確認ください。上で、「令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）の回答及び専門実践教育訓練給付金指定講座受給者アンケートの実施について（依頼）」（以下「依頼状」という。）に記載した URL 又は二次元コード先の「令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）」（以下「現況報告書」という。）に必要事項を漏れなく正確に回答してください。なお、専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練については、講座の目標資格等の類型により回答が必要な項目が異なりますので、3 回答方法（5）を御一読ください（各講座の類型は、別添 1「現況報告書回答対象講座一覧」に記載されています）。

1 現況報告書の回答が必要となる講座

今回現況報告書の回答が必要となるのは、令和 7 年 10 月 1 日時点において指定を受けている専門実践教育訓練、特定一般教育訓練又は一般教育訓練の講座です。ただし、次の条件に該当する講座については、回答の必要はありません。回答の対象となる講座については、別添 1「現況報告書回答対象講座一覧」を御参照ください。

- ・ 令和 7 年 10 月 1 日以後、廃止届の提出等により指定を受けなくなる専門実践教育訓練、特定一般教育訓練又は一般教育訓練の講座、又は令和 8 年 3 月 31 日までに廃止を予定している専門実践教育訓練、特定一般教育訓練及び一般教育訓練の講座。廃止届の提出がまだの場合は、別途提出してください。

2 報告の対象

- (1) 報告の対象となるのは、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の実績です。

令和 7 年 4 月又は令和 7 年 10 月に新規指定を受け、令和 6 年度には指定を受けていなかった場合であっても報告が必要です。この場合、指定を受ける前の期間も含めた令和 6 年度の実績を報告してください。

- (2) 報告の対象となる者は、令和 6 年度内に当該講座を修了（卒業）した全ての者であり、教育訓練給付金の支給対象者が否かは問いません。

令和 6 年度内に修了者がいない場合であっても、修了者数 0 人として必ず回答してください。

3 回答方法

- (1) 依頼状に記載された URL 又は二次元コードより Web 回答フォームにアクセスし、別添 1「現況報告書回答対象講座一覧」に記載された各講座の ID 及びパスワードを入力してログインしてください。

(2) 別添1「現況報告書回答対象講座一覧」に記載された各講座の識別番号、指定講座番号及び講座名と、回答画面に表示された識別番号等の情報が一致していることを確認してください。

(3) 画面の案内に従い、回答項目を漏れなく正確に入力してください。

(4) 現況報告書(1)「資格取得状況等」について

これらの回答にあたって、性別については可能な範囲で回答をお願いしてください(無回答または不明な場合は「回答しない」として計上してください。)

【専門実践教育訓練】

① 令和6年度内の受講修了者数

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に修了(卒業)した全ての者の数(ただし、留年者、休学者、長期履修制度を利用した者等、入講(入学)年度の異なる者は除く。)

② ①に係る教育訓練の入講(入学)者数

令和6年度に修了した者の入講(入学)時点の人数

③ ①のうち目標資格の受験者数

上記①のうち、令和6年度内に行われた試験を受験した者の数(ただし、試験日の都合等により、令和6年度内の試験を受験できなかった等の場合は、上記①に該当する者であって令和7年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。)

④ ③のうち合格者数

上記③のうち、令和6年度内に行われた試験を合格した者の数(ただし、試験日の都合等により、令和6年度内に試験の合格発表がなかった等の場合は、上記③に該当する者であって令和7年度に合格した者の数を含むことができる。)

⑤ ①のうち就職者数

上記①のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で、本報告書回答日の前日までに就職した者の数(ただし、臨時的な仕事に就いた者は含めない。)

⑥ ①のうち在職者数

上記①のうち、受講開始時に職に就いていた者で、本報告書回答日の前日も引き続き職に就いている者(受講開始時とは別の職に転職した者を含む。)

⑧ 定員充足率(最新の入学者数/入学定員)

専門職学位課程、専門職大学等(専門職大学、専門職短期大学、専門職学科)の課程、職業実践力育成プログラム(大学院における正規課程)の令和6年度における定員充足率

※ 専門様式第2号(2/7)のうち③(外国の大学院の学位を取得するための課程は除く)、④(正規課程のみ)、⑥のいずれかで指定を受けた講座のみ回答

⑨ 機関別評価結果

専門職学位課程、専門職大学等(専門職大学、専門職短期大学、専門職学科)の課程における最新の機関別評価結果

※ 専門様式第2号(2/7)のうち③(外国の大学院の学位を取得するための課程

は除く)、⑥のいずれかで指定を受けた講座のみ回答

⑩ 専門職大学院又は専門職大学等評価結果

専門職学位課程、専門職大学等(専門職大学、専門職短期大学、専門職学科)の課程における最新の専門職大学等評価結果

※ 専門様式第2号(2/7)のうち③(外国の大学院の学位を取得するための課程は除く)、⑥のいずれかで指定を受けた講座のみ回答

※ ⑧⑨⑩の項目について、上記類型以外で指定を受けている場合は回答不要

なお、①'～⑩'には、①～⑩のそれぞれの人数のうち、専門実践教育訓練給付金受給者の内数を記載してください。また、①' '～⑩' 'には、①～⑩のそれぞれの人数のうち、教育訓練支援給付金受給者の内数を記載してください。

【特定一般教育訓練】

① 令和6年度内の受講修了者数

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に修了(卒業)した全ての者の数(ただし、留年者、休学者、長期履修制度を利用した者等、入講(入学)年度の異なる者は除く。)

② ①に係る教育訓練の入講(入学)者数

令和6年度に修了した者の入講(入学)時点の人数

③ ①のうち目標資格の受験者数

上記①のうち、令和6年度内に行われた試験を受験した者の数(ただし、試験日の都合等により、令和6年度内の試験を受験できなかった等の場合は、上記①に該当する者であって令和7年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。)

④ ③のうち合格者数

上記③のうち、令和6年度内に行われた試験を合格した者の数(ただし、試験日の都合等により、令和6年度内に試験の合格発表がなかった等の場合は、上記③に該当する者であって令和7年度に合格した者の数を含むことができる。)

⑤ ①のうち就職者数

上記①のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で、本報告書回答日の前日までに就職した者の数(ただし、臨時的な仕事に就いた者は含めない。)

⑥ ①のうち在職者数

上記①のうち、受講開始時に職に就いていた者で、本報告書回答日の前日も引き続き職に就いている者(受講開始時とは別の職に転職した者を含む。)

なお、①'～⑥'には、①～⑥のそれぞれの人数のうち、特定一般教育訓練給付金受給者の内数を記載してください。

【一般教育訓練】

① 令和6年度内の受講修了者数

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に修了(卒業)した全ての者の数(ただし、留年者、休学者、長期履修制度を利用した者等、入講(入学)年度の異なる者は除く。)

② ①のうち目標資格の受験者数

上記①のうち、令和6年度内に行われた試験を受験した者の数（ただし、試験日の都合等により、令和6年度内の試験を受験できなかった等の場合は、上記①に該当する者であって令和7年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。）

③ ②のうち合格者数

上記②のうち、令和6年度内に行われた試験を合格した者の数（ただし、試験日の都合等により、令和6年度内に試験の合格発表がなかった等の場合は、上記②に該当する者であって令和7年度に合格した者の数を含むことができる。）

④ 上記資格取得状況を把握できた者の数

資格を取得できたか否かに関わらず、教育訓練施設として資格取得状況を確認できた者の数（例：受講修了者10人のうち9人の資格取得状況を確認でき、8人が資格を取得していた場合には、9人。）

なお、①'～④'には、①～④のそれぞれの人数のうち、一般教育訓練給付金受給者の内数を記載してください。

(5) 現況報告書(1)「資格取得状況等」における類型別の回答項目について

専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練については、講座の目標資格等に沿って分類された類型により回答が必要な項目が異なります。各講座の類型は、別添1「現況報告書回答対象講座一覧」に記載されていますので、御確認ください。指定申請時に「取得目標とする資格等の名称、レベル」として申請様式第2号に記載いただいたものに従い類型を分けていますので、以下の表に従い各講座の類型ごとに必要な項目について回答をお願いします（「○」は回答が必要な項目、「－」は回答が不要な項目を表す）。

【専門実践教育訓練】

第1類型：①業務独占資格・名称独占資格

第2類型：②職業実践専門課程・キャリア形成促進プログラム

第3類型：③専門職大学院の課程・外国の大学院の学位を取得するための課程

第4類型：④職業実践力育成プログラム

第5類型：⑤第四次産業革命スキル習得講座、情報通信技術関係資格

第6類型：⑥専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）の課程

現況報告書 (1) 資格取得状況等	第1類型	第2類型	第3類型	第4類型	第5類型	第6類型
①受講修了者数	○	○	○	○	○	○
②入講（入学）者数	○	○	○	○	○	○
③受験者数	○	—	○※1	—	○※5	—
④合格者数	○	—	○※1	—	○※5	—
⑤就職者数	○	○	○※2	○	○	○
⑥在職者数	○	○	○※2	○	○	○
⑦把握方法	○	○	○	○	○	○
⑧定員充足率	—	—	○	○※3	—	○
⑨機関別評価結果	—	—	○※4	—	—	○
⑩専門職大学院又は 専門職大学等評価結果	—	—	○	—	—	○

※1 第3類型のうち法科大学院についてのみ回答必須

※2 第3類型のうち法科大学院以外について回答必須

※3 第4類型のうち正規課程についてのみ回答必須

※4 第3類型のうち外国の大学院の学位を取得するための課程は除く

※5 第5類型のうち情報通信技術関係資格についてのみ回答必須

【特定一般教育訓練】

第1類型：①業務独占資格・名称独占資格・必置資格等取得目標の養成課程等

②業務独占資格・名称独占資格・必置資格試験合格目標講座（訓練時間 50 時間以上）

第2類型：③情報通信技術関係資格

第3類型：④キャリア形成促進プログラム（訓練時間 60 時間以上 120 時間未満）

⑤職業実践力育成プログラム（訓練時間 60 時間以上 120 時間未満）

第4類型：⑥職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程

現況報告書 (1) 資格取得状況等	第1類型	第2類型	第3類型	第4類型
①受講修了者数	○	○	○	○
②入講（入学）者数	○	○	○	○
③受験者数	○	○	—	○
④合格者数	○	○	—	○
⑤就職者数	○	○	○	○
⑥在職者数	○	○	○	○
⑦把握方法	○	○	○	○

(6) 現況報告書(1)「資格取得状況等」に記載する URL について

Web 上の「教育訓練講座検索システム」に掲載しますので、講座の内容が分かるホームページ又は施設のホームページの URL を入力してください。入力された URL が誤っていた場合、ホームページに正しく遷移できなくなりますので、実際に Web ブラウザ上で表示できることを確認の上、入力してください。なお、いずれのホームページもない場合は、空欄にしてもかまいません。

(7) 現況報告書(2)「受講修了者による講座の評価等」について

ア 各施設において受講修了者全員に対し、別添2「教育訓練給付金指定講座修了者アンケート」の問1～問9の項目について調査を行い、集計した結果を回答してください。また問1から問9のそれぞれについて、(6) 現況報告書(1)「資格取得状況等」と同様に教育訓練給付金受給者の内数を記載してください。

イ アンケートの実施に当たっては、郵送、メール、直接配布等、方法は問いませんが、指定講座の受講修了者全員（教育訓練給付金の支給対象者が否かは問いません。）に対し、別添2の問1～問9の項目について調査を行ってください。ただし、問1及び問2については、他の方法で把握できれば、アンケート項目から省略しても構いません。

ウ 別添2のアンケートは、前年度から、教育訓練給付金制度の利用の有無及び講座受講後の賃金の変化状況を追加していますので、新しい様式を用いてください。

(9) 現況報告書「作成担当者等」について

本欄に記載の電話番号、メールアドレス等に記載については、今後、厚生労働省からの現況報告書に係るご案内等に用いることがございますので、担当者の変更等を考慮し、可能な限り、メーリングリストや組織アドレスを記載してください。また、誤ったメールアドレスが記載された場合、厚生労働省からのメールが届かなくなりますので、誤りが無いことを確認の上、入力をお願いします。

4 その他の留意点

(1) 講座修了者に対し実施する「修了者アンケート」の様式は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。以下のページを御覧ください。

【教育訓練給付金の講座指定について】

(2) 下記5に示す期限までに回答せず、更に別途設定する最終回答期限（令和7年〇〇）までに回答しなかった場合は、貴施設において当該講座を今後継続して運営する意思がないものと判断し、当該講座の指定は原則令和8年4月30日付けで取消（指定期間満了扱い）となりますので、御留意ください。

(3) 現況報告書において、未回答で空欄が多い場合等には、「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」（平成26年厚生労働省告示第237号）第1項第3号及び第5号に適合しないものとして、当該施設に係る講座の指定を取り消す場合があります。

(4) この調査はあくまで各指定講座の実績等の現況を報告していただくものあり、講

座内容に変更等がある場合や、講座の廃止等を予定している場合は、別途、所要の手続が必要です。

5 回答期限

令和7年12月10日（水）

6 問合せ先

株式会社エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング

（厚生労働省委託事業者）

厚生労働省教育訓練給付金に関する調査事務局

〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 3-7727-1

電話 050-5538-0598（平日 10:00～17:00 ※土日祝、12/27～1/4 を除く）

【問い合わせフォーム】（3 営業日以内に順次回答）

URL : <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=4BSUQiHSVECyFSho-oAHm1tJz9VAFMFKsdCFuPu3MXRUNjZYNjJUVUdWWEIwVldZUFZEQ0dWME5aSC4u>

短縮 URL : <https://bit.ly/mhlw136>

（エイチティピー-エス://ピー-アイティー.エルワイ/エムイチエルダブリュー 136）

